

平成30年度

第1回川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会

資料

資料1：川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会委員名簿	1
資料2：川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	2
資料3：川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則	12
資料4：川口市市民参加条例（抜粋）	19
資料5：川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	21
資料6：川口市情報公開条例（抜粋）	24
資料7：廃棄物処理施設設置等調整委員会会議の傍聴要領（案）	27
資料8：川口市の産業廃棄物処理事業者等の状況	28
資料9：条例に基づく協議手続きのフロー	32
資料10：市内に計画されている廃棄物処理施設の概要	33

川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会委員

専門分野	氏名	所属・職名等
法律 (1名)	岩谷 彰	弁護士
廃棄物処理 (3名)	小野 雄策	元日本工業大学教授
	小松 登志子	埼玉大学理工学研究科 名誉教授
	藤波 博	(公財) 廃棄物・3R研究財団 調査部長

＜資料 2＞

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物 法第 2 条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。

ア 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（一般廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）

イ 法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

ウ 法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設

エ 法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）

オ 法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

カ 法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）

キ 法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業

の用に供する施設

ク 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

(6) 廃棄物処理施設の設置等 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 廃棄物処理施設を新たに設置するもの

イ 廃棄物処理施設を変更（法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係るものに限る。）するもの

ウ 廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であって、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの（イに該当するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める廃棄物処理施設に関する変更

(7) 事業計画者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者（法15条の2の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設を設置しようとする者を除く。）をいう。

(8) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により、市長が定める地域をいう。

(9) 関係住民 関係地域内に居住する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

(10) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民との間で生ずる争いをいう。

（市の責務）

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対し廃棄物処理施設の設置内容の周知に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民の責務)

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民に対し、正確かつ誠実に当該廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、及び理解し、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事業計画書」という。）及び規則で定める書類等（以下これらを「事業計画書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 廃棄物処理施設の種類
- (4) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- (5) 廃棄物処理施設の処理能力（第2条第5号ア、エ及びカに規定する施設にあっては廃棄物の積替えのための保管上限、廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画
- (7) その他規則で定める事項

2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設の設置等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果について、規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

(関係地域の設定)

第6条 市長は、事業計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業計画者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、当該事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から起算して30日以上60日以内に市長が定める期間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業計画者は、第6条第2項の通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催その他周知方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(事業計画説明会の開催等)

第9条 事業計画者は、規則で定めるところにより、第7条に規定する縦覧の期間内に事業計画説明会を開催しなければならない。

2 事業計画説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 事業計画者は、事業計画説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、事業計画について周知するよう努めなければならない。

4 事業計画者は、前3項の規定により関係住民に対し事業計画について周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

5 市長は、関係職員を事業計画説明会に立ち合わせることができる。

(関係住民の意見書の提出等)

第10条 事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、事業計画説明会を開催した日から起算して30日以内に、規則で定めるところに

より、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類（以下「意見書等」という。）を事業計画者に送付するものとする。
（事業計画者の見解書の提出等）

第11条 事業計画者は、前条第2項の規定により意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、意見書等に対する見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の規定により見解書を提出したときは、当該見解書に関する説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書について周知しなければならない。

- 3 事業計画者は、前項の規定により関係住民に対し見解書について周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

（生活環境保全協定の締結）

第12条 関係住民は、事業計画説明会を開催した日から起算して30日以内に、意見書を通じて事業計画者に対し、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定（以下「生活環境保全協定」という。）の締結を求めることができる。

- 2 事業計画者は、前項の規定による求めがあったときは、生活環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

- 3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

- 4 事業計画者は、生活環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該生活環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

（指導又は助言）

第13条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、事業計画者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じ、第22条第1項に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。
(審査結果の通知等)

第14条 市長は、意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書について審査し、規則で定めるところにより、その結果を事業計画者に通知するものとする。

2 事業計画者は、前項の規定による通知の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。

(承認書の交付)

第15条 市長は、廃棄物処理施設の設置等に関し、前条第2項の規定による報告の内容が相当と認めるときは、事業計画者に対し、その旨を証する書類（以下「承認書」という。）を交付するものとする。

2 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前（当該廃棄物処理施設の設置等が法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあっては、当該許可を申請する前）までに承認書の交付を受けなければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第16条 事業計画者は、承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容を変更して廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更をする場合には、第5条から前条までの規定の例によるものとする。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(事業計画の廃止の届出等)

第17条 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(あっせん)

第18条 事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に実施していない者からの申請であるときその他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。

4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、事業計画者及び関係住民に対し、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、第22条第1項に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第19条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。

(施設の公開)

第20条 廃棄物処理施設の設置等をした者は、関係住民の求めに応じ、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めなければならない。

(廃棄物処理施設の協定の承継)

第21条 廃棄物処理施設の設置等をした者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設について生活環境保全協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容についても承継しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに関係地域の生活環境の

保全上必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

- 3 市長は、関係住民が承継者と前項の協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会)

第22条 紛争の予防及び調整に係る重要事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 3 委員は、法律又は廃棄物の処理に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収及び立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所又は事業計画者の事務所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第24条 市長は、事業計画者が第5条第1項の規定による事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、事業計画者が正当な理由なく第9条第1項の規定による事業計画説明会の開催をせず、又は同条第4項の規定による報告をしないときは、当該事業計

画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、事業計画者が正当な理由なく第11条第1項の規定による見解書の提出をせず、同条第2項の規定による周知をせず、又は同条第3項の規定による報告をしないときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は前3項に掲げるもののほか、事業計画者がこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正な、若しくは不誠実な方法によりこれを行ったときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表しようとする者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない

(事業計画が廃止されたものとみなす場合)

第26条 事業計画者が承認書の交付を受けてから3年以内に当該廃棄物処理施設の設置等に着手しないとき(当該廃棄物処理施設の設置等が法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあつては、当該許可を申請しないとき)は、当該事業計画について第17条第1項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定により事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす場合について準用する。

(隣接する市の長との協議等)

第27条 市長は、第6条第1項の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本市に隣接する市(特別区を含む。以下同じ。)の区域が含まれるときは、当該区域におけるこの条例の手続その他の行為について、当該隣接する市の長と協議し、必要に応じ当該市の長に協力を求めるものとする。

(適用除外)

第 28 条 この条例の規定は、移動式の廃棄物処理施設（規則で定めるものを除く。）については、適用しない。

（委任）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手続を行う事業計画者が施行日前に埼玉県知事に対して行った書類の提出その他の行為又は埼玉県知事が施行日前に当該事業計画者に対して行った書面の交付その他の行為で市長が別に定めるもの（本市の区域に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

廃棄物処理施設設置等調整	委員長	日額	7,800円
委員会	委員	日額	7,200円

<資料3>

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成29年条例第93号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物処理施設に関する変更)

第2条 条例第2条第6号エの規則で定める廃棄物処理施設に関する変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が20パーセント以上拡大するに至るもの
- (2) 廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (3) 条例第2条第5号アに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類を追加するもの
- (4) 条例第2条第5号エに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類を追加するもの
- (5) 条例第2条第5号カに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を追加するもの

(利害関係を有する者)

第3条 条例第2条第9号の規則で定める利害関係を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係地域に事務所等の事業活動の拠点を置く者
- (2) 関係地域内に住所を有する者が属する町会、自治会その他の地縁に基づき形成された団体

(事業計画書の様式等)

第4条 条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項の規則で定める書類等は、次に掲げる図書とする。

- (1) 条例第5条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）の概要を記載した書類
- (2) 事業計画者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (4) 廃棄物処理施設の付近の見取図
- (5) 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地（以下「事業用地」という。）内の施設の配置図
- (6) 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- (7) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書（事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類）
- (8) 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (9) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (10) 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (11) 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図（生活環境保全対策書）

第5条 条例第5条第2項に規定する生活環境保全対策書（以下「生活環境保全対策書」という。）は、事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次に掲げる項目のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載するものとする。

- (1) 大気質
- (2) 騒音（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物の処理施設並びに令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設にあっては、低周波音を含む。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 水質

2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査の項目
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果
- (4) 生活環境の保全のために配慮すべき事項
- (5) 生活環境の保全のために講ずることとした措置

3 第1項各号に掲げる項目のうち、当該廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが認められる項目は、その理由を付し、当該項目の記載を省略することができる。

(書類の提出部数)

第6条 事業計画書及び生活環境保全対策書の提出部数は、それぞれ5部とする。

(関係地域に関する基準)

第7条 条例第6条第1項の規定による関係地域の設定は、次の各号に掲げる廃棄物処理施設の区分に応じ、当該各号に定める範囲を基本とし、事業計画書の内容、廃棄物処理施設の設置等の場所の周辺地域の生活環境その他地域的な特性を勘案し定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場敷地境界線から500メートル以内の範囲
- (2) 前号に掲げる施設を除く一般廃棄物処理施設敷地境界線から200メートル以内の範囲
- (3) 令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる産業廃棄物の処理施設敷地境界線から500メートル以内の範囲
- (4) 前号に掲げる施設を除く産業廃棄物の焼却施設及び灰溶融施設敷地境界線から500メートル以内の範囲
- (5) 前2号に掲げる施設を除く産業廃棄物処理施設敷地境界線から200メートル以内の範囲

(告示)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- (2) 廃棄物処理施設の設置等の場所
 - (3) 廃棄物処理施設の種類
 - (4) 廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類
 - (5) 廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日
 - (7) 関係住民が、意見書を提出することができる旨
 - (8) 意見書の提出期限及び提出方法に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （縦覧）

第9条 条例第7条の規定により事業計画書及び生活環境保全対策書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部産業廃棄物対策課
- (2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市長は、縦覧に供する場所ごとに縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日を定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日を定めたときは、その旨を縦覧に供する場所に掲示するものとする。

（周知計画書の様式）

第10条 条例第8条に規定する周知計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業計画説明会等）

第11条 事業計画者は、事業計画説明会又は条例第9条第3項の規定による周知（以下「事業計画説明会等」という。）において、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類を配布するとともに、当該事業計画の内容を具体的に説明するよう努めなければならない。

2 事業計画者は、事業計画説明会等において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができること及びその提出期限並びに提出先を説明しなければならない。

3 事業計画者は、事業計画説明会等において、関係住民に対し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定の締結を求めることができること及びその方法並びに協定の締結を求めることができる期限について説明しなければならない。

4 事業計画説明会は、3回（木質バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。）の活用促進のための適格事業者として市長の認定を受けている事業者にあつては、1回）以上実施しなければならない。

（事業計画説明会等の実施状況の報告）

第12条 条例第9条第4項の規定による報告は、様式第3号の報告書により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面

(2) 事業計画説明会以外で周知に使用した書類及び図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（意見書の様式）

第13条 条例第10条第1項に規定する意見書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（見解書の様式等）

第14条 条例第11条第1項に規定する見解書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第11条第3項の規定による報告は、様式第6号の報告書により行うものとする。

（審査結果の通知等）

第15条 条例第14条第1項の規定による通知は、様式第7号の通知書により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による報告は、様式第8号の報告書により行うものとする。

（承認書の様式）

第16条 条例第15条第1項に規定する承認書の様式は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 積替え又は保管を行うための施設 様式第9号
- (2) 処分業に係る事業の用に供する施設 様式第10号
- (3) 処理施設 様式第11号
(事業計画書等の変更の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる計画書等の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

- (1) 事業計画書 様式第12号
- (2) 生活環境保全対策書 様式第13号
- (3) 周知計画書 様式第14号
(軽微な変更)

第18条 条例第16条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を変更する場合
- (2) 廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場所の区域内において事業計画の規模を縮小する場合
- (3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合
(事業計画の廃止の届出)

第19条 条例第17条第1項の規定による届出は、様式第15号の届出書により行うものとする。

(あっせんの申請)

第20条 条例第18条第1項の規定による申請は、様式第16号の申請書により行うものとする。

(委員会の委員長)

第21条 条例第22条に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代

理する。

(委員会の会議)

第22条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第23条 委員会の庶務は、環境部産業廃棄物対策課において処理する。

(身分証明書の様式)

第24条 条例第23条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第17号のとおりとする。

(適用除外から除く施設)

第25条 条例第28条の規則で定めるものは、事業場（工場の現場を含む。）の敷地内において当該事業場から排出される産業廃棄物のみを処理する目的のために設置する移動式の産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物の処理に必要な期間を超えて設置するものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川口市市民参加条例（抜粋）

第5節 附属機関等の会議

（附属機関等）

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

（会議公開の原則）

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（1）当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

（2）川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

（3）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

（会議記録の作成及び公開）

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。
(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。
(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。
(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第10条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年1回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

<資料 6 >

川口市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場

合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）第2条第3号に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ
- (8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

廃棄物処理施設設置等調整委員会会議の傍聴要領（案）

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 委員長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 録音、撮影等をしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴人が順守事項に違反したときには、退場していただくことがあります。

平成30年8月現在

【表1】産業廃棄物収集運搬業事業者一覧

1 産業廃棄物収集運搬業(積み替え保管を含むもの。): 12業者、12事業所

No	事業者名称	(更新)許可日	許可終了日	事業場所在地	品目
1	有限会社 秋永賢商店	H27.6.12	H32.6.11	川口市栄町一丁目198番1 外1筆	がれき類
2	アサヒブリテック 株式会社【優】	H26.7.25	H33.6.21	川口市領家五丁目3841番5の一部	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず
3	株式会社 ISHIDA【優】	H28.3.23	H35.3.22	川口市八幡木三丁目16番6 外3筆	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類
4	岩崎金属興業 株式会社	H27.6.22	H32.6.19	川口市本蓮四丁目2600番5 外2筆	木くず
5	有限会社 協信	H28.2.17	H32.11.8	川口市大字西新井宿字北田1145番1	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類
6	都築鋼産 株式会社	H29.1.17	H33.7.25	川口市緑町4851番2	燃え殻、汚泥、廃油、鉱さい
7	日本ケミテックロジテム 株式会社	H28.9.26	H33.9.24	川口市領家五丁目3841番5の一部、6の一部	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい
8	東栄産業 株式会社	H28.12.9	H33.12.1	川口市大字榛松字中海老田773番の一部 ほか	廃油、廃プラスチック類 金属くず
9	株式会社 フォレスト	H28.11.9	H33.9.16	川口市南鳩ヶ谷三丁目20番6 外2筆	廃プラスチック類、木くず、金属くず
10	丸共運輸 株式会社	H29.1.24	H33.10.31	川口市大字新堀字沖田1015番1 外7筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず
11	株式会社 古屋金属工業所	H29.12.4	H34.2.5	川口市南鳩ヶ谷三丁目18番2 外3筆	廃プラスチック類、金属
12	株式会社 FUJI	H27.9.17	H31.10.13	川口市本蓮四丁目2600番29	がれき類

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業(積み替え保管を含むもの。): 3業者、3事業所

No	事業者名称	許可日	許可終了日	事業場所在地	品目
1	アサヒブリテック 株式会社【優】	H28.5.30	H34.6.30	川口市領家五丁目3841番5の一部	廃酸、廃アルカリ、汚泥
2	日本ケミテックロジテム 株式会社	H27.7.31	H32.6.30	川口市領家五丁目3841番5の一部	廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ 感染性産業廃棄物
3	株式会社 古屋金属工業所	H29.12.4	H34.2.5	川口市南鳩ヶ谷三丁目18番2 外3筆	廃酸

【表2】産業廃棄物処分業事業者一覧

1 産業廃棄物中間処分業：12業者、13事業所

No	事業者名称	許可日	許可終了日	事業場所在地	品目
1	岩崎金属興業 株式会社	H27.6.22	H32.6.19	川口市本蓮四丁目2600番5 外2筆	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず
2	東栄産業 株式会社	H25.11.11	H30.11.10	川口市大字榛松字中海老田773番の一部 ほか	廃酸、廃アルカリ
3	JWケミテック 株式会社【優】	H29.3.29	H36.3.28	川口市領家五丁目3841番4 外3筆	廃酸、廃アルカリ、汚泥
4	株式会社 フォレスト	H26.8.25	H31.6.16	川口市南鳩ヶ谷三丁目20番6 外2筆	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず
5	株式会社 栄興産業	H26.3.25	H30.10.8	川口市本蓮四丁目1番54	がれき類
6	有限会社 栄合成	H30.3.20	H35.1.15	川口市東領家4丁目14番15 外1筆	廃プラスチック類
7	伊藤金属 株式会社	H28.12.12	H33.12.11	川口市本蓮一丁目1番1	金属くず
8	中原建設 株式会社	H28.8.3	H33.4.17	川口市本蓮四丁目2600番4 外2筆	ガラス陶磁器くず、がれき類
	〃	〃	〃	川口市江戸袋二丁目1番14	がれき類
9	新和総業 株式会社	H28.9.16	H33.6.30	川口市大字新堀字沖田1027番2 外13筆	がれき類
10	銅鉄商事 株式会社	H28.10.26	H33.6.27	川口市朝日四丁目234番1 外8筆	金属くず
11	丸共運輸 株式会社	H29.3.1	H33.12.9	川口市大字新堀字沖田1015番1 外7筆	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず
12	株式会社 FUJI	H27.3.26	H31.10.13	川口市本蓮四丁目2600番29	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず

2 特別管理産業廃棄物中間処分業：1業者、1事業所

No	事業者名称	許可日	許可終了日	事業場所在地	品目
1	JWケミテック 株式会社【優】	H27.7.30	H34.6.30	川口市領家五丁目3841番4 外3筆	汚泥、廃酸、廃アルカリ

3 移動式:産業廃棄物中間処分量:11業者

No	事業者名称	許可日	許可終了日	本社所在地	品目
1	株式会社 ヤマキ	H28.8.5	H33.1.30	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	廃プラスチック類
2	青木清掃 株式会社	H27.2.10	H31.12.20	埼玉県桶川市南一丁目2番6号	汚泥
3	株式会社 東日本サービス	H27.6.29	H32.6.28	埼玉県さいたま市見沼区染谷一丁目317番地	廃プラスチック類
4	株式会社 友伸工業	H28.3.29	H32.11.5	埼玉県久喜市菖蒲町台957番地	汚泥
5	アイレック新潟 株式会社	H27.12.16	H32.12.15	新潟県上越市大字黒井字大割2789番1 外2筆	汚泥
6	金子建設 株式会社	H25.12.24	H30.10.21	埼玉県南埼玉郡宮代町字東107番地	がれき類
7	ミノワ工機 株式会社	H27.3.20	H32.3.19	埼玉県川越市大字下赤坂1809番1	汚泥
8	有限会社 コア	H29.1.20	H34.1.19	群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10	汚泥
9	株式会社 進成	H28.9.7	H33.9.6	東京都東久留米市柳窪四丁目14番33号	汚泥
10	(株)ケイズ	H30.1.11	H35.1.10	東京都昭島市緑町二丁目5番31号	汚泥(舗装版切削濁水汚泥)
11	第一カッター興業(株)	H30.3.1	H35.2.28	神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地	汚泥(舗装版切削濁水汚泥)

【表3】一般廃棄物、産業廃棄物処理施設一覧

平成30年8月現在

1 一般廃棄物処理施設(8条施設)許可:1施設

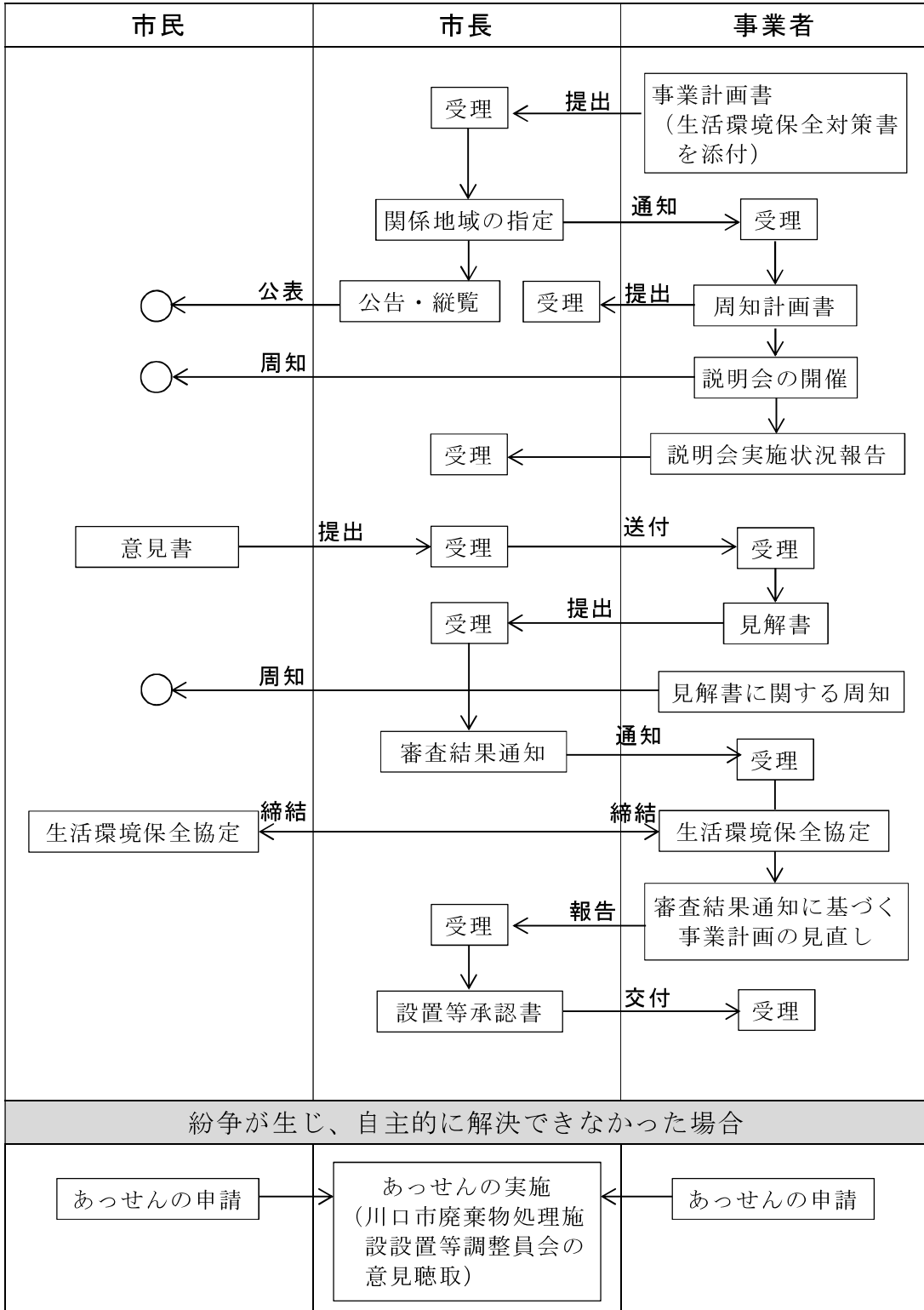
No	事業者名称	許可年月日	事業場所在地	品目	施設の種類	備考
1	株式会社 丸富	H15.10.6	川口市領家5丁目3910番2	紙くず	圧縮梱包	古紙回収業

2 産業廃棄物処理施設(15条施設)許可:8施設(1施設休止中)

No	事業者名称	許可年月日	事業場所在地	品目	施設の種類	備考
1	株式会社 栄興産業	H13.2.1	川口市本蓮四丁目1番54	がれき類	破砕	産業廃棄物処理業
2	中原建設 株式会社	H13.2.1	川口市本蓮四丁目2600番4 外2筆	ガラ陶、がれき類	破砕	産業廃棄物処理業 自己処理も実施
3	〃	H14.3.29	川口市江戸袋二丁目1番14	がれき類	破砕	産業廃棄物処理業 自己処理も実施
4	新和総業 株式会社	H13.2.1	川口市大字新堀字沖田1027番2 外13筆	がれき類	破砕	産業廃棄物処理業
5	日立エスオーシー 株式会社	H13.8.21	川口市緑町4869番 外4筆	汚泥	脱水	自己処理のみ 旧 日立コンクリート(株)
6	株式会社 内山商事	H13.2.1	川口市弥平6-18 外1筆	がれき類	破砕	自己処理のみ 休止中
7	豊川興業 株式会社	H25.1.22	川口市東領家5-9-1 外21筆	汚泥	脱水	自己処理のみ
8	横山産業 株式会社	H24.6.20	川口市領家4丁目4-14	汚泥	脱水	自己処理のみ

<資料9>

【川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例に基づく協議手続きのフロー】



市内に計画されている廃棄物処理施設の概要

1 計画者

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目 11 番 10 号
株式会社クワバラ・パンぷキン 代表取締役 桑原 幹夫

2 計画地

川口市領家 5 丁目 5000 番 13 (面積: 3520.11 m²) (工業地域)
(別紙「※計画地の位置について」をご参照ください。)

3 計画概要

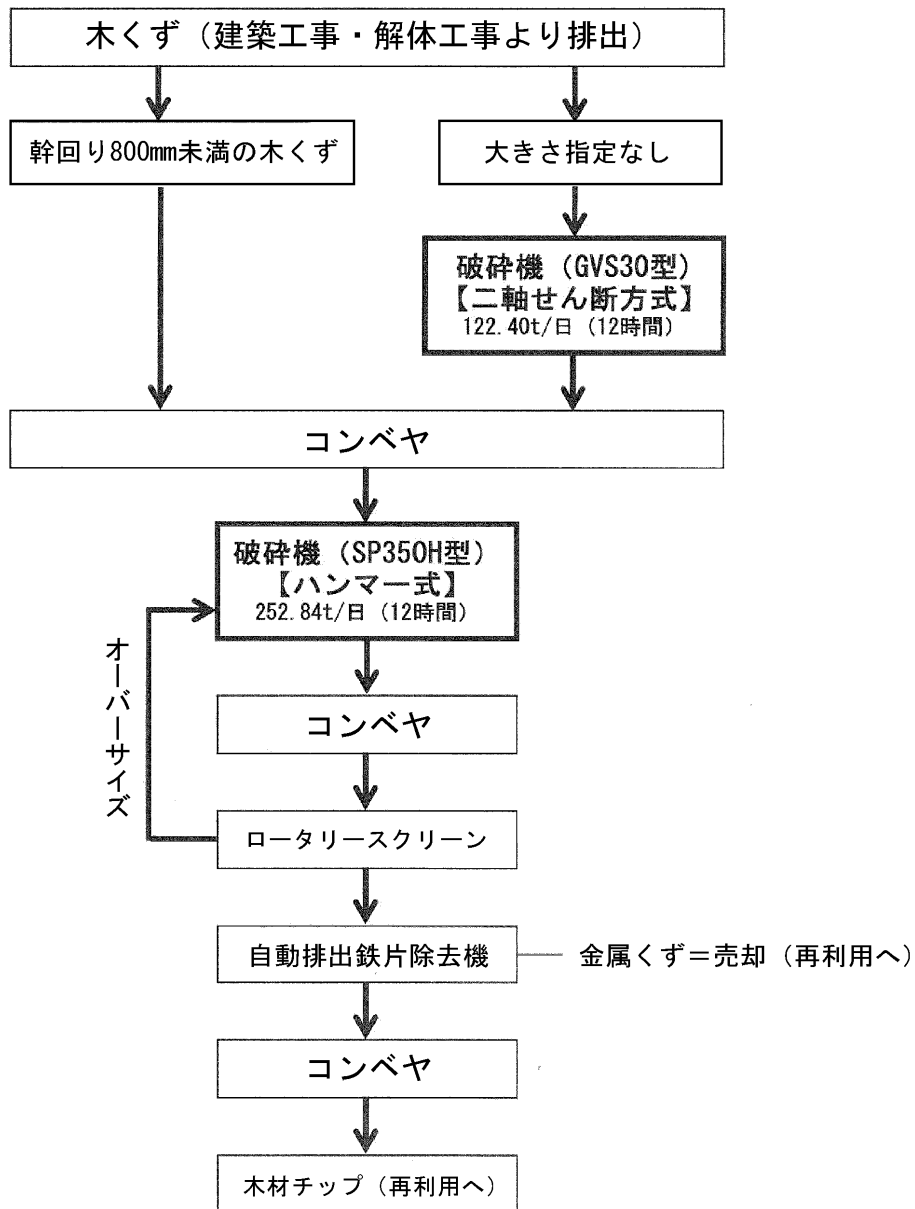
- ・ 廃棄物処理法第 14 条第 6 項に規定する産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設の新設
- ・ 廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の新設
(木くずの破碎施設 (二軸せん断方式))
- ・ 廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の新設
(木くずの破碎施設 (ハンマー式))

4 廃棄物処理施設

(1) 処理施設一覧

No	施設の種類	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
1	破碎施設	GVS30型ガリバー 122.40t/日(12時間)	二軸せん断方式	木くず
2	破碎施設	SP350H型シュレッダー 252.84t/日(12時間)	ハンマー式	木くず (※No.1の破碎施設で処理したものまたは幹回り800mm未満のものに限る。)

【処理フロー図】



(2) 保管施設一覧

No	廃棄物の種類	保管容量	保管面積	保管高さ等
1	木くず (処理前)	905.3 m ³	357.0 m ²	4.0 m (屋内)
2	木くず (処理前)	288.9 m ³	155.7 m ²	4.0 m (屋内)
3	木くず (処理後)	219.6 m ³	72.9 m ²	4.0 m (屋内)
4	木くず (処理後)	229.4 m ³	76.2 m ²	4.0 m (屋内)
5	木くず (処理後)	219.6 m ³	72.9 m ²	4.0 m (屋内)

5 相談進捗状況（平成30年8月24日現在）

平成30年4月 1日	廃棄物処理施設設置等事業計画書等受理
平成30年6月29日	関係地域設定通知交付
平成30年7月19日	告示・縦覧開始（平成30年8月17日まで実施） 周知計画書受理
平成30年8月 6日	事業計画説明会開催
平成30年8月21日	事業計画説明会等実施状況報告書受理